証券コード　6022
平成29年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
株式会社 赤阪鐵工所
代表取締役社長　赤　阪　治　恒

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　　静岡県焼津市柳新屋670番地の６
　　当社センタービル　３階　会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
　報告事項　第119期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　株式併合の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件
　　第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.akasaka-diesel.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日はクールビズにて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は30,581,362円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の単元数（売買単位）を100株に統一することを目指しています。当社は、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数（売買単位）を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（１単元株式数当たりの金額）の水準（５万円以上50万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（10株を１株に併合）を実施するものです。

２．併合の内容

当社の普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．併合後の発行可能株式総数

320万株

５．その他

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

（２）上記（１）の株式併合の効力発生を条件とする変更につきましては、平成29年10月１日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、本附則は平成29年10月１日の経過後削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。 （単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、320万株とする。 （単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	附則 第６条（発行可能株式総数）および第８条（単元株式数）の変更は、平成29年10月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月１日の経過後、これを削除する。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役　伊藤鋭一、塩田　潔の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	（新任） 伊藤誠哉（いとうせいや） （昭和28年４月29日生）	昭和51年４月　株式会社静岡銀行入行 平成13年６月　同行執行役員東京支店長 平成15年６月　同行常務執行役員 平成17年６月　同行代表取締役副頭取 平成26年６月　静岡コンピューターサービス株式会社（現　静銀コンピュータサービス株式会社）代表取締役会長（現任）	― 株
	（選任理由）	伊藤誠哉氏は金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有し、主に財務の面から当社の監査に反映していただくため社外監査役として新たに選任をお願いするものであります。	
2	（新任） 中野良治（なかのりょうじ） （昭和29年９月３日生）	昭和54年４月　三菱重工業株式会社入社 平成20年12月　同社横浜製作所ディーゼル技術部部長 平成24年６月　MHIエネルギー＆サービス株式会社（現　MHIフォークリフト＆エンジン・ターボホールディングス株式会社）取締役KU技術部長 平成28年７月　MHIさがみハイテック株式会社総務部S/E（サービス部　KU技術担当部長）（現任）	― 株
	（選任理由）	中野良治氏は三菱重工業にてディーゼル機関の設計に関する業務に従事。長年の経験と豊富な知見を有し、主に技術の面から当社の監査に反映していただくため社外監査役として新たに選任をお願いするものであります。	

（注）１　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２　伊藤誠哉、中野良治の両氏は、社外監査役候補者であります。
なお、監査役候補者伊藤誠哉、中野良治の両氏の選任につきご承認いただきますと、東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」とすることと致しておりますが、当社は両氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

３　伊藤誠哉、中野良治の両氏は当社又は当社の関係会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

４　伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

５　伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

６　伊藤誠哉、中野良治の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

７　社外監査役候補者が当社の監査役に就任された場合には、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度とする予定であります。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役　伊藤鋭一及び塩田　潔の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されますので、それぞれの在任中の労に報いるため、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的な金額、贈呈の時期、方法につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
伊藤鋭一（いとうえいいち）	平成17年６月　当社監査役 現在に至る
塩田　潔（しおだきよし）	平成18年６月　当社監査役 現在に至る

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

［平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで］

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、企業収益の改善や人手不足などを背景にした雇用情勢・所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いております。また、米国は景気回復傾向にある一方で、欧州、中近東及び東アジア地域等での情勢不安に起因する地政学リスクの高まりを受けて、世界経済全体としては不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当事業年度における海運業界は、期初は傭船料長期低迷に加え円高の急伸と厳しい状況でしたが、秋以降は海運市況が回復傾向に向い、また為替相場も円安基調になるなど、環境規制の強化など厳しい状況ながらも大底を脱しつつあります。また、造船業界は新造船船価の低迷から年明け以降見直しの兆しがありますが、発注量が増加しているわけではなく、環境規制の動向に不透明感がある中で厳しい状況が続いております。

こうした環境のもとで、当社といたしましては、経営の安定化を目指し全力を挙げて営業及び生産に努力を重ねました結果、当事業年度の総受注高は94億56百万円（前期比6.7%増）、総売上高は83億64百万円（前期比1.1%増）、期末受注残高は48億63百万円（前期比29.0%増）となりました。

営業面では、舶用部門は主機関の売上台数・金額とも前期を上回りましたが、部分品及び修理工事等の売上や単体鋳物、加工品等の陸上部門の売上は前期を下回りました。

採算面では、低船価からエンジン価格が回復せず、部分品及び修理等の売上が前期に比べ減少したことや資材価格の上昇などから減益となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は３億34百万円（前期比8.5%減）、当期純利益２億33百万円（前期比22.7%減）となりました。

来期の見通しといたしましては、海運市況が回復の兆しが見えますが、新造船発注量の拡大までは時間がかかるものと予想されます。また、2020年から実施される硫黄酸化物（SOx）排出規制の強化に向け、対策に必要な情報が不足していることが懸念されております。このような状況下、当社といたしましては、価格競争に打ち勝ち仕事量を確保するために、営業サポートシステムの活用による営業力強化により、主機関の受注確保や部分品及び修理工事等の売上強化、小形ＵＥ機関をはじめとした製造コストの低減に一層注力してまいります。また、環境規制に対応できるよう研究開発活動を進めてまいります。

このような見通しのもと、来期は売上高98億円、経常利益１億20百万円、当期純利益70百万円を計画しております。

次に、当事業年度の部門別業績につきましては、下記のとおりであります。

○　舶用部門のうち主機関は、４サイクル機関が前期に比べ３台増加した結果、当事業年度の売上高は34億56百万円（前期比9.7％増）となりました。
部分品及び修理工事並びに舶用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、前期を下回り売上高38億59百万円（前期比3.1％減）となりました。

○　陸上部門は、仕事量確保のため積極的に営業活動を行った結果、鋳造品は６億61百万円（前期比0.9％増）、産業機械等加工組立工事は３億22百万円（前期比25.3％減）で陸上部門全体の売上高は10億47百万円（前期比8.1％減）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は総額２億94百万円であります。

その主なものは、製品工場電気設備更新工事37百万円、レイアウトマシン設備33百万円、ガスエンジン運転用配管工事31百万円、ガスエンジン用サイレンサー設備15百万円、35LSE機関用台板木型15百万円、製品工場機関台13百万円及びAX31・33架構木型12百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼年度	第116期 平成25年度	第117期 平成26年度	第118期 平成27年度	第119期(当期) 平成28年度
売上高（百万円）	10,777	10,098	8,273	8,364
経常利益(△損失)（百万円）	18	△190	364	334
当期純利益(△純損失)（百万円）	28	△226	302	233
1株当たり当期純利益(△純損失)　(円)	1.84	△14.82	19.78	15.30
総資産（百万円）	13,795	13,515	11,950	12,380
純資産（百万円）	8,180	7,909	8,011	8,307

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、海運・造船市況の厳しい中、以下の項目を対処すべき課題として捉え、これらを具体的施策（アクションプログラム）に落とし込んだ上、課題の克服に継続的に取り組み企業価値の向上を図ってまいります。

- 主機関の受注量確保と契約価格改善、陸上部門の売上確保、新規取引先開拓
- リードタイム大幅短縮、調達価格の改善、大型設備の稼働向上による製造原価低減
- 部分品及び修理工事等の売上確保、厳格な経費管理による利益確保
- ISO9001　2015年版対応、QMS・EMS強化による品質確保
- 教育体系に基づく組織的教育・指導の実践による人材育成
- 環境規制適合技術の実用化・商品化の推進、新規事業の具体化
- プロセス管理強化、内部統制・コンプライアンス意識の徹底による経営基盤強化

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

一般客貨船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計、土木機械等諸機械器具の製造販売（一部賃貸）を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

本　　社	東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の６
中港工場	静岡県焼津市中港四丁目３番１号
豊田工場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営業所	東京都千代田区、焼津市、今治市
出張所	福岡市

② 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名	16名減	41.79歳	18.25年

（注） 使用人数は就業人員（常用パートを含む）であります。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	332百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	71 〃
株式会社清水銀行	52 〃
株式会社日本政策投資銀行	40 〃

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　32,000,000株
② 発行済株式の総数　15,400,000株
③ 株主数　1,774名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
アカサカ共栄会	2,005 千株	13.1 %
CBLDN DNB S/A FEARNLEY SECURITIES AS-CLIENTS	985 〃	6.4 〃
赤阪忍	735 〃	4.8 〃
株式会社静岡銀行	643 〃	4.2 〃
株式会社みずほ銀行	643 〃	4.2 〃
東京アカサカ共栄会	519 〃	3.4 〃
赤阪全七	457 〃	3.0 〃
三菱重工舶用機械エンジン株式会社	412 〃	2.7 〃
久門喜久男	254 〃	1.7 〃
明治安田生命保険相互会社	240 〃	1.6 〃

（注） 持株比率は自己株式（109,319株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤　阪　全　七	
代表取締役副会長	杉　本　　昭	
代表取締役社長	赤　阪　治　恒	
常務取締役	美　澤　啓　介	
取締役	藤　田　勝　也	執行役員営業本部長
取締役	阪　口　勝　彦	執行役員製品本部長
取締役	塚　本　義　之	執行役員総務本部長
取締役	西　村　やす子	株式会社CREAFARM代表 司法書士法人つかさ代表
常勤監査役	鈴　木　明　雄	
監査役	伊　藤　鋭　一	
監査役	塩　田　　潔	

（注）1. 取締役西村やす子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤鋭一氏及び監査役塩田　潔氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役伊藤鋭一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏　　名	役　　位	担　　当
田　中　一　良	執行役員製品本部副本部長	調達・生産管理担当
折　尾　幸　司	執行役員営業本部副本部長	営業推進担当
渡　瀬　　守	執行役員製品本部副本部長	工場・製造担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	12名 (1)	107百万円 (2)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	4名 (2)	18百万円 (7)
合　　計	16名	126百万円

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第95期定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14百万円（取締役13百万円、監査役１百万円）を含んでおります。
5. 上記報酬等の額のほか、平成28年６月29日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役４名に対し24百万円、退任監査役１名に対し12百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「３．会社役員に関する事項（１）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	西　村　やす子	就任後開催の取締役会９回中９回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
監査役	伊　藤　鋭　一	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、また当事業年度開催の監査役会12回中12回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。
監査役	塩　田　　潔	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、また当事業年度開催の監査役会12回中12回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」（コンプライアンス・ポリシー）を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。

② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。

③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。

③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しております。その他、監査役会は12回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、総合内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 総合内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

単位　千円（未満切捨）

資産の部	
１　流動資産	**8,144,148**
現金及び預金	2,400,747
受取手形	511,708
電子記録債権	272,511
売掛金	1,464,568
原材料及び貯蔵品	424,227
仕掛品	2,816,435
前払費用	2,737
繰延税金資産	121,136
その他の流動資産	130,300
貸倒引当金	△223
２　固定資産	**4,236,488**
有形固定資産	**2,822,570**
建物	1,313,541
構築物	155,428
機械及び装置	401,395
車両及び運搬具	8,844
工具器具及び備品	74,111
土地	858,347
建設仮勘定	10,902
無形固定資産	**60,734**
ソフトウエア	28,928
その他の無形固定資産	31,806
投資その他の資産	**1,353,182**
投資有価証券	953,364
関係会社株式	9,052
出資金	373
長期貸付金	29,536
前払年金費用	181,045
その他の投資	199,731
貸倒引当金	△19,921
資産の部合計	**12,380,636**

負債の部	
１　流動負債	**3,534,765**
支払手形	381,345
買掛金	1,636,582
短期借入金	174,980
長期借入金（一年以内返済）	239,264
社債（一年以内償還）	132,000
未払金	67,581
未払費用	286,498
未払法人税等	62,484
前受金	281,058
賞与引当金	121,400
製品保証引当金	54,619
設備関係支払手形	71,415
その他の流動負債	25,535
２　固定負債	**538,563**
長期借入金	82,394
退職給付引当金	46,637
役員退職慰労引当金	164,328
繰延税金負債	164,707
その他の固定負債	80,496
負債の部計	**4,073,329**

純資産の部	
１　株主資本	**8,061,029**
資本金	**1,510,000**
資本剰余金	**926,345**
資本準備金	926,345
利益剰余金	**5,657,310**
利益準備金	377,500
その他利益剰余金	5,279,810
固定資産圧縮積立金	91,175
別途積立金	3,930,030
繰越利益剰余金	1,258,604
自己株式	**△32,627**
２　評価・換算差額等	**246,278**
その他有価証券評価差額金	246,278
純資産の部計	**8,307,307**
負債・純資産の部合計	**12,380,636**

損　益　計　算　書

［平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

科目	金	額
売上高		**8,364,250**
売上原価		**6,601,426**
売上総利益		**1,762,823**
販売費及び一般管理費		1,469,803
営業利益		**293,019**
営業外収益		
受取利息	620	
受取配当金	22,199	
スクラップ売却益	18,029	
受取技術料	9,776	
その他	15,432	66,057
営業外費用		
支払利息	14,912	
役員退職慰労金	4,450	
支払補償費	3,600	
その他	2,021	24,984
経常利益		**334,093**
特別損失		
投資有価証券評価損	2,223	2,223
税引前当期純利益		**331,870**
法人税、住民税及び事業税	84,316	
法人税等調整額	13,614	97,931
当期純利益		**233,938**

株主資本等変動計算書

［平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	96,202	3,930,030	1,050,227
当期変動額							
剰余金の配当							△30,589
当期純利益							233,938
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金等の取崩					△5,027		5,027
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△5,027	—	208,376
当期末残高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	91,175	3,930,030	1,258,604

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	5,453,961	△32,014	7,858,292	150,933	2,438	153,371	8,011,664
当期変動額							
剰余金の配当	△30,589		△30,589				△30,589
当期純利益	233,938		233,938				233,938
自己株式の取得	—	△613	△613				△613
固定資産圧縮積立金等の取崩	—		—				—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				95,344	△2,438	92,906	92,906
当期変動額合計	203,349	△613	202,736	95,344	△2,438	92,906	295,642
当期末残高	5,657,310	△32,627	8,061,029	246,278	—	246,278	8,307,307

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② 関連会社株式　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料、貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

② 無形固定資産　定額法（自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品保証引当金　売上製品の保証費用に充当するため、実績基準により引当計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金　役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約 ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　　税抜方式

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日) を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益への影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日) を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,129,566千円
機械及び装置	256,936千円
土地	488,702千円
投資有価証券	653,001千円
計	2,528,206千円

担保付債務

社債（１年以内償還分含む）	32,000千円
長期借入金（１年以内返済分含む）	162,720千円
計	194,720千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　15,210,643千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	3,146千円
短期金銭債務	67,195千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

営業取引（売上高）	11,331千円
営業取引（仕入高）	464,876千円
その他の営業取引	2,320千円
営業取引以外の取引（雑収入）	2,221千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,400千株	－千株	－千株	15,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	105千株	4千株	－千株	109千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年６月29日開催の第118期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　30,589千円
・１株当たり配当金額　２円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成29年６月29日開催の第119期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　30,581千円
・１株当たり配当金額　２円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月30日
・配当の原資　利益剰余金

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

仕掛品評価損否認額	68,580千円
未払事業税	6,480千円
製品保証引当金	16,768千円
賞与引当金	37,269千円
退職給付引当金	14,210千円
役員退職慰労引当金	50,083千円
貸倒引当金超過額	4,855千円
その他	15,971千円
小計	214,219千円
評価性引当額	△64,639千円
計	149,579千円

繰延税金負債

前払年金費用	△55,164千円
固定資産圧縮積立金	△39,895千円
その他有価証券評価差額金	△98,091千円
計	△193,151千円
繰延税金負債の純額	△43,571千円

6. 金融商品に関する注記

1）金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後２年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、１．重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2）金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	2,400,747	2,400,747	―
(2) 受取手形	511,708	511,708	―
(3) 電子記録債権	272,511	272,511	―
(4) 売掛金	1,464,568	1,464,568	―
(5) 投資有価証券	906,357	906,357	―
資産計	5,555,892	5,555,892	―
(1) 支払手形	381,345	381,345	―
(2) 買掛金	1,636,582	1,636,582	―
(3) 短期借入金	174,980	174,980	―
(4) 社債 （１年以内償還予定の社債含む）	132,000	132,585	585
(5) 長期借入金 （１年以内返済予定の長期借入金含む）	321,658	324,589	2,931
負債計	2,646,565	2,650,083	3,517

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。又、変動金利による長期借入金については金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非　上　場　株　式	47,007

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

１）関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

２）開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

・関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　543円29銭

(2) １株当たり当期純利益　15円30銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社　赤阪鐵工所
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山内佳紀　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高津清英　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　玉田貴彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

株式会社赤阪鐵工所　監査役会

常勤監査役　鈴木明雄　㊞

社外監査役　伊藤鋭一　㊞

社外監査役　塩田　潔　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

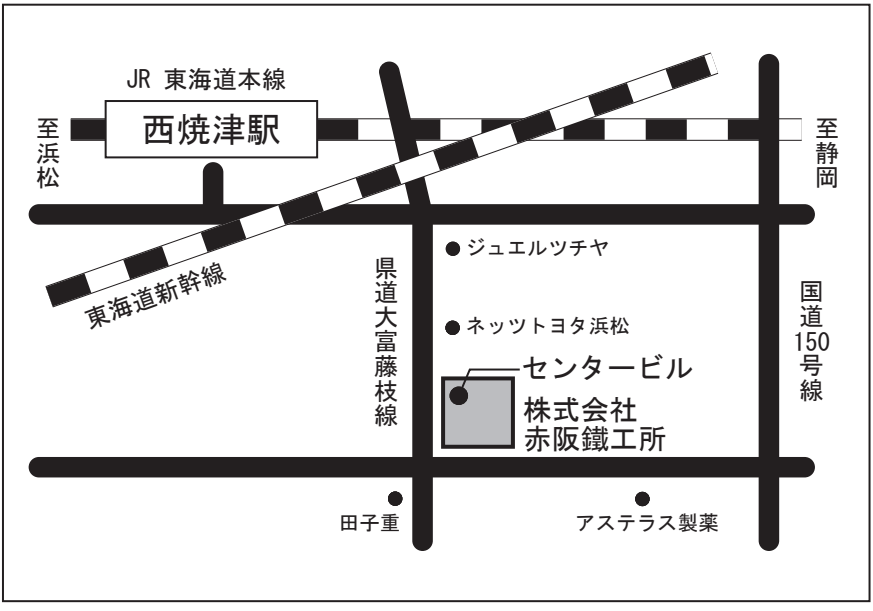

株式会社　赤阪鐵工所
静岡県焼津市柳新屋670番地の６
☎（054）685－6081
ＪＲ東海　西焼津駅南口下車　徒歩８分
お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門より
お入りください。